



Title	アメリカ合衆国における先住民「ネーション」の形成：18世紀末～19世紀中葉のチカソー成員概念／規定から
Author(s)	岩崎, 佳孝
Citation	大阪大学, 2014, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/33843
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 (岩 崎 佳 孝)	
論文題名	アメリカ合衆国における先住民「ネーション」の形成—18世紀末～19世紀中葉のチカソー成員概念／規定から
論文内容の要旨	
<p>本論文では、現在のアメリカ合衆国連邦体制下における先住民民主権（自治政府）としてのネーションを構成する、北アメリカ先住民（アメリカ先住民、先住アメリカ人、アメリカ [ン] ・インディアン、ネイティブ・アメリカン）集団（部族）の実体を歴史的に理解することを目的とする。特に、19世紀中葉までの先住民集団の成員認識あるいは規定の在り様を軸に、その考察を行う。</p> <p>本論文の見解では、現在の「近代的」先住民ネーションは、18世紀末までの地域コミュニティの緩やかな連合体から変貌し、19世紀中葉までに社会統治権限を一元的に集権し、外界に対し「領土」と「成員」の2つの境界を閉ざしたネーションの完成をみた。この先住民ネーションは、19世紀後半から20世紀初頭にかけての連邦政府による先住民自治権の剥奪、占有領域の分割、先住民の合衆国市民化の過程で、20世紀初頭に一旦主権体としての実体を失った。しかしその後、20世紀前半のニュー・ディール先住民政策、ないしは同世紀後半の先住民自決政策等を通じて現行のネーションに直接結節する先住民民主権が再び立ち現れた時、その実体は19世紀に構築された先住民ネーションの塑像を「継続」的に保持するものであった。何故ならば、19世紀中葉に構築された先住民ネーションは、領土境界に関しては19世紀末から20世紀初頭にかけて失われたが、成員と非成員を分かち境界は19世紀中葉に設定された状態を今なお保持し、それは現在もなお基本的に閉ざされたもので在り続けているという意味において、現行ネーションのプロトタイプと見なすことが出来るからである。先住民ネーションのそのような実体の理解を得てはじめて、現在合衆国で先住民民主権存続の是非を問う重大な理由の一つになっている、成員の「先住民性」や一部構成員の排斥という問題の再考が可能となろう。</p> <p>本論文で、先住民集団を外界と隔て、必然的にその実態を浮かび上がらせる「境界」の動態に着目し、とりわけ境界を極めて排他的に明示する指標である、誰が先住民ネーションを構成するのかを示す成員認識ないしその規定の所在に着目するのは、成員こそがその集団の在り様を規定するものであり、集団はその在り様に符合する者のみを成員として認容するからである。故に先住民集団がいかなる歴史的状況下で、どのような動因によって、いかなる者を社会に包摂あるいは排除してきたのかという観点から、そのことがどのように最終的な「部族」なり「ネーション」の完成に収束していくのかを検討するのである。</p> <p>本論文では、18世紀末から19世紀中葉にかけての先住民集団チカソー（Chickasaw）のネーション構築の事例を考察の俎上に載せる。先住民チカソーは、チェロキー（Cherokee）、チョクトー（Choctaw）、クリーク（Creek）、セミノール（Seminole）と共に、社会構造に共通性をもつ「南東部部族（Southeastern Tribes）」あるいは「（文明化した／された）5部族（Five [Civilized] Tribes）」と総称される集団のひとつである。人口も他の先住民集団より飛躍的に多い「5部族」は、北米大陸を東西に分断するミシシッピ河の東側、合衆国南東部地域に居住し、ヨーロッパ人の植民以前から広域に及ぶ交易、狩猟を行っていた。そのため大西洋岸やメキシコ湾岸の北米英領植民地やフランス、スペイン植民地と早い時期から交際し、他の集団より早く16世紀から白人、特にアングロアメリカ文明の影響を受け、その諸要素を社会に導入し、合衆国資本主義経済に結節し、外見的にも白人と見まがうばかりの生活を送るようになった。以上の過程で「5部族」は、白人を社会内に包摂し、そこからは「混血者（mixed blood）」が誕生した。さらに白人文明との密接な関係は黒人奴隷制度の導入を生んだ。</p> <p>ヨーロッパ人の北米植民時、チカソーは現在のミシシッピ州北部を中心に、北はケンタッキーおよびテネシー州西部、東はアラバマ北西部を狩猟・生活領域としていた。1830年代の合衆国「インディアン強制移住法（Indian Removal Act）」の適用を受け、現在のオクラホマ州を中心とする先住民移住先としての（原則的には）排他的占有地域「インディアン・テリトリー（Indian Territory）」の南部地域に移住を強いられ、現在に至る。第3章で詳しく述べるように、「近代的」立憲政体としての「チカソー・ネーション（Chickasaw Nation）」は、1850年代にその地で構築され</p>	

た。1907年にインディアン・テリトリーがオクラホマ州として連邦に加入した後も、現在に至るまで同ネーションは合衆国連邦体制内の先住民主権体ネーションとして在り続けている。

本論文でチカソーを取り上げることが最も相応しいと判断したのは、以下の3つの理由が挙げられる。まず、1)チカソーを含む「5部族」が合衆国内の先住民集団としてはいち早く、19世紀前半から中葉にかけて（アングロアメリカ社会からみて）「野蛮」な「部族」とみなされる在り様からの変貌を遂げ、「近代的」「西欧的」な中央集権の立憲政体「ネーション」の構築へと至ったことである。次に、2)以上の過程でチカソー社会は、本来的成員である「純血者（full blood）」に加え、「縁組（adopted）」された白人や白人血統を有する「混血者」を成員として包摂したことである。そして最後に、3)比較的人口規模の小さいチカソー社会内に相対的に多数の黒人が存在していたため、上記のような成員包摂の過程を辿った「5部族」の中でチカソーは、いち早く19世紀中葉に社会内の解放奴隷とその子孫を成員から排斥したことである（他の4集団は19世紀末ないしは21世紀初頭に、最終的にチカソーの方針に追従した）。これらは全て現在に照射され、現行の多くの先住民ネーションを特徴づける。

本論文では、18世紀初頭から19世紀中葉にかけて、チカソー・ネーションが特定の地域に継続的に存在する合衆国連邦体制内の主権体として構成される過程における、4つの重要な画期に対応した各章で構成される。各章では、チカソー血統のみを有する本来的・自動的成員たる「純血者」に対置される複数の存在に着目し、先住民集団チカソーと外部社会の境界を隔てる成員認識、あるいはその要件にまつわる検討を行う。

まず第1章では、18世紀以降、とりわけ世紀中葉から後半にかけて、イギリスを中心とするヨーロッパ植民地と北米13植民地との関係性が築かれていく過程を考察する。この時期最も着目すべきは、先住民社会に「縁組」された白人の存在である。当初のチカソー社会は領域の境界が曖昧で、通婚を経由した血統等の紐帯によって緩やかに結ばれた独立性の高い集落、地域単位の存在に過ぎず、戦争を含む外交問題等に統一行動を必要とした際、適宜に成員による討議と合意の場「集会」を主軸に統合された。この章では、主として通婚を通じて社会に縁組された白人が、チカソー血統を有しないにもかかわらず、白人社会との外交や軍事行動を許されるまでに受容されていく過程をみる。

第2章および第3章では、18世紀末から19世紀初頭にかけてのアメリカ連邦政府による先住民「文明化政策（Civilization Policy）」と「インディアン強制移住政策（Indian Removal Policy）」期における、上記白人（多くは男性）と先住民（多くは女性）との間に生まれた「混血者」に着目する。ここでは母方の血統により「純血者」と平等な成員とみなされた「混血者」が、土地割譲や退去移住の要求に対する対合衆国交渉をより早急かつ適切に行うために「集会」の存在感が以前より大きくなる中、白人文明の知見を有する者として外交を担うようになる過程を分析する。

また第3章では、19世紀中葉の西部移住後、成員間の紐帯の破壊、多くの有力者の死等様々な要因によってもたらされた「集会」による社会統治の弱体化と、連邦政府への経済的依存の高まりの時期を対象とする。その中で新興「混血者」が「集会」から分離し、連邦政府に先住民主権体として認定された社会統治主体、チカソー・ネーションを構築する過程を追う。

最後の第4章では、南北戦争後のいわゆる「再建（Reconstruction）」期の、チカソーにそれまで奴隷として所有、使役され、戦後に解放された「黒人解放民（Freedmen）」とその子孫に着目する。黒人解放民は、外部から社会内に参集した縁組白人と社会内部で誕生した「混血者」がチカソー社会に包摂されたのとは反対に、本来奴隷として居住していた社会内から放逐され、現在に至る迄成員として認められていないという点において、重要な研究対象と考える。戦後のネーションは、白人および他地域解放黒人のネーション領内への大量流入とそれに対する成員のマイノリティ化への危機下、合衆国に強いられた奴隷解放と成員権付与という課題に晒された。ここではその中で黒人解放民が排斥されるに至る事情を検討し、その過程でチカソー・ネーションがこれまで曖昧であった地理的境界の線引きを行い「領土」を確定すると共に、成員の境界を初めて成文化し確定する迄を確認する。

以上

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (岩 崎 佳 孝)			
	(職)		氏 名
論文審査担当者	主 査	大阪大学 准教授	中野耕太郎
	副 査	大阪大学 教授	藤川隆男
	副 査	大阪大学 教授	秋田茂
論文審査の結果の要旨			
以下、本文別紙			

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目： アメリカ合衆国における先住民「ネーション」の形成
— 18世紀末～19世紀中葉のチカソー成員概念／規定から

学位申請者 岩崎 佳孝

論文審査担当者

主査 大阪大学准教授 中野耕太郎

副査 大阪大学教授 藤川隆男

副査 大阪大学教授 秋田茂

【論文内容の要旨】

本論文は、アメリカ先住民の自治的政体「ネーション」の歴史的な主権形成を、先住民集団の成員資格の変遷に着目して考察した論考である。具体的には、18世紀末から19世紀中葉の時期を対象として、代表的な先住民集団のひとつ、チカソーの政治共同体のありようを詳細に分析し、今日の先住民主権のプロトタイプとなるネーションの構築過程を明らかにした。論文の構成は、本論4章と序、結論、図・表から成り、全体として13万2000字の分量となっている。

以下、本論文の構成を紹介する。まず序論では、連邦、州、に並ぶ「第三の主権」として、今日のアメリカ合衆国に存在する先住民ネーションの状況が概観され、これをめぐる先行研究の整理が行われたうえで、先住民、特にチカソーの主権問題を歴史学として分析することの意義が強調された。本論の第一章では、18世紀後半以降、チカソー社会とイギリス系入植者、交易商人らとの関係が築かれ始め、その過程で「縁組」白人という先住民共同体内部に親族として包含される白人が多数あらわれたことを明らかにした。

続く第二章、第三章では、19世紀初頭の「インディアン強制移住」政策と、これに呼応して進行したチカソー社会の変容が検証された。第二章では、移住をめぐる政府との交渉を背景として、「縁組」白人の子孫たる混血者がチカソー集団内で地位を向上させ、集団の政治的意思決定機関たる「集会」でも重要な役割を果たしたことが指摘された。第三章では、西部移住後の混乱の中で、この混血者の中で新旧の勢力争いが起こり、伝統的な「集会」を抛り所とせず、むしろ連邦政府との政治的・経済的連携にたけた「新興混血者」がチカソーの指導的立場に立ったこと、そして、そうした経緯の中で自治政体としてのチカソー・ネーションがアメリカ政府から承認されていったプロセスが解明された。

本論の最終章となる第四章では、南北戦争再建期に叙述が進められ、この時期に確定していくチカソー・ネーションの成員資格と、ここに明らかとなる人種的境界の画定が検討された。第一章から第三章で強調されたように、歴史的にチカソーは白人の血統の受け入れに寛容だったが、その反面、政府に推奨された「文明化政策」の一環として黒人奴隷制を積極的に導入していた。再建期の「ネーション」再編にあたり、チカソーはこの元奴隷

の黒人住民を排斥する市民権規定を確立したのだった。本論文の結論は、ここに形成されたチカソーの成員と占有領域の境界が、今日に至るチカソー主権の淵源を成すと主張するものである。

【論文審査の結果の要旨】

本論文で描かれた19世紀中葉の先住民ネーションは、その後、世紀後半の連邦施策によって解体され、大筋で先住民個人々の合衆国市民化が進められる。だが、1930年代に至り、ニューディール期のアメリカ政府は再び政策を転換し、今日の先住民ネーションに直接つながる自治政体が作られていく。それゆえ、通説ではこの19世紀の先住民ネーションと現在のそれとの間に断絶を見ることが多い。これに対して、本論文は18・19世紀における先住民の政治的メンバースhip（成員資格）の展開を明らかにすることで、この新旧の先住民ネーションの連続性を論証した。換言すると、現在の先住民主権が抱える様々な問題——例えば、多くのネーションが続ける人種差別的な慣行や、主流社会がその自治権の正統性に対して抱く疑念など——をより長期的な視座の中に位置づけ、深い歴史的洞察を与えることに成功している。このことが本論文の第一の貢献である。

加えて、本論文は先住民集団が包摂したイギリス系交易商人とその子孫（混血者）という、主流社会と先住民の仲介者的存在に光を当てることで、収奪者たる白人と被征服者としての先住民を二項対置する従来の認識枠組を乗り越え、両者の複雑な混淆状況を描き出している。また、そこに見られる「境界」の曖昧さは、他方における黒人・先住民間の境界形成の峻烈さを際立たせてもいる。この斬新な歴史叙述は、今日の先住民主権を取り巻く状況を理解するうえで極めて重要な手掛かりを与えるものである。

このように本論文はアメリカ先住民史研究にとって多大な意義を有しているが、問題がないわけではない。例えば、本論文の主題たる19世紀の先住民主権という歴史事象が、アメリカ連邦体制の複合的かつ多層的な主権構造の中でどう位置づけられるかという点について、必ずしも十分な考察が行われているとは言い難い。19世紀前半には、いまだ西部に開拓途上の準州が点在し、また州の権限も相当に大きい。南北戦争は、そうした地方的主権と連邦という国家主権との関係を大きく変容させ、後の集権的な国民国家に向かう嚆矢となったが、同時期に進行した先住民ネーションの形成は、この国家規模での歴史ダイナミズムの中にどのように位置づけられるのか。この点については、さらに考察を深める余地があった。

しかし、これらの問題点は、本論文が達成した成果と意義を損なうものではなく、また今後の研鑽によって十分克服できるものと考えられる。よってこの論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。